

令和2年 小諸市教育委員会 3月 第7回定例会 会議録

	<p>日時：令和2年3月25日（水）13：31から14：43まで 会場：小諸市役所 3階 第1会議室 出席委員：小林秀夫教育長・山下千鶴子教育長職務代理 塩川秀忠代表教育委員・柳澤由美子委員・田中隆之委員 事務局：教育次長，学校教育課長，子ども育成課長， 文化財・生涯学習課長，スポーツ課長， 教育総務係長，学校教育係長，子ども相談係長， 文化財・生涯学習係長，公民館長補佐，指導主事4名， 人権同和教育課長</p>
代表委員	<p>日程第1「開会の宣言」 ご苦勞様です。 定足数に達しましたので、これより令和2年小諸市教育委員会3月 第7回定例会を開会いたします。</p>
代表委員	<p>日程第2「招集あいさつ」 教育長より招集あいさつをお願いいたします。</p>
教育長	<p>このところ新型コロナウイルス対策があり、また、今日の卒園式、 先日の卒業式、更にこの後の総合教育会議と、連日委員の皆さんには 休む暇もないほどご協力をいただいております。ありがとうございます。 これからいよいよ新学期が始まりますが、新型コロナウイルスの感染 者はさらに増えていくことが懸念される中での新学期ということで、 特別な対応が必要かと考えています。今週の月曜日には、佐久地域の 全市町村の教育長が集まって情報交換を行い、昨日は文部科学省が令 和2年度小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における教育活 動についてという通知を出し、その中で学校再開のガイドラインが示 されました。本日は教育委員会の後に総合教育会議も予定されていま すので、教育大綱の一番に掲げている子どもの命と健康を守るという ことと、学校の再開というところの知恵の出し合いをお願いしたいと 考えています。明日は朝8時から臨時の校長会を予定しており、新学 期を迎えるにあたっての考え方や諸準備について具体化を図ります。 明後日は、県庁で長野県市町村教育委員会の代表が参加する総合教育 会議が開かれる予定で、阿部知事や原山教育長を交えた中で、こちら からもいくつかの課題についてお願いをしていきたいと考えていま す。本日はたくさんの議題があり、また総合教育会議もあって大変で すが、よろしく申し上げます。</p>

代表委員	<p>日程第3「会期の決定」についてを議題といたします。</p> <p>お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日一日といたしたいと思いを。これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
代表委員	<p>ご異議なしと認めます。よって会期は、本日一日と決定いたしました。</p>
代表委員	<p>日程第4「専決報告」を議題とし、「1 指定校変更申請について」から、「5 職員の人事について」までの5件を順次、報告を願います。</p> <p>「1 指定校変更申請について」報告を願います。学校教育課長</p>
学校教育課長	<p>それでは、指定校変更申請についてご報告申し上げます。別紙資料の1ページ、指定校変更及び区域外就学の専決についての表をご覧ください。指定校変更につきましては、許可基準に従いまして、区分ごとに合計数でご報告申し上げます。</p> <p>区分「転居」、許可事由「学年途中で住所を変更する場合」が1件。区分「転居予定」、許可事由「住宅新築中等に伴い住所を変更することが確実なため、新住所の指定学校へ住所変更前から通学する場合、又は住宅の建て替え等により、一時的に通学区域外へ転居する場合」が2件。区分「共働き家庭、ひとり親家庭等」、許可事由「児童の下校後に家庭において児童を保護できる者がいないため、別の通学区域内の児童の祖父母宅等、又は保護者の営業、経営又は勤務する店舗等へ下校する場合」が5件。区分「その他」、許可事由「教育的配慮、教育的見地(いじめ等)、家庭の特別事情、災害事情、地域事情等からやむを得ないと教育委員会が認めた場合」が2件。以上、合計10件でございます。</p> <p>詳細な内容につきましては、資料の2ページから10ページにお示ししたとおりでございます。いずれも許可条件を満たしており、許可をいたしましたのでご報告申し上げます。以上でございます。</p>
代表委員	<p>ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
代表委員	<p>ございませんので、次に「2 区域外就学申請について」報告を願います。</p>

<p>学校教育課長</p>	<p>ます。学校教育課長</p> <p>それでは、区域外就学についてご報告申し上げます。別紙資料の1ページ、指定校変更及び区域外就学の専決についての表をご覧ください。区域外就学につきましては、許可基準に従いまして、区分ごとに合計数で報告申し上げます。</p> <p>はじめに許可案件についてご報告申し上げます。区分「転居」、許可事由「学年途中に住所を変更する場合」が4件。区分「その他」、許可事由「教育的配慮、教育的見地（いじめ等）、家庭の特別事情、災害事情、地域事情等からやむを得ないと教育委員会が認めた場合」が1件。以上、許可案件については合計5件でございます。</p> <p>次に承認案件についてご報告申し上げます。区分「協議」、許可事由「他市町村の教育委員会から、政令第9条第2項による協議があった場合」が1件でございます。以上、区域外就学については、合計6件でございます。</p> <p>詳細な内容につきましては、11ページ以降の資料にお示ししたとおりでございます。5件について許可、1件について承認いたしましたのでご報告申し上げます。以上でございます。</p>
<p>代表委員</p>	<p>ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>代表委員</p>	<p>ございませんので、次に「3教育委員会共催・後援行事等承認状況について」報告を願います。生涯学習課長</p>
<p>生涯学習課長</p>	<p>2月定例教育委員会以降の、共催・後援行事等の承認状況についてご報告申し上げます。専決報告資料の1ページをご覧ください。No1の学校法人西軽井沢学園が3月22日にエコールみよたあつもりホールで開催した「ICTを用いた支援の実際」から、3ページNo22の株式会社長野放送が7月17日～9月6日に上田市立美術館で開催する「魔法の美術館」まで、後援22件でございます。</p> <p>6件について、説明させていただきます。No.2のコール・フローラ小諸が6月28日に小諸市文化会館ホールで開催する「コール・フローラ小諸コンサート」、No.10の佐久三曲協会が4月19日に小諸市文化センターで開催する「第51回佐久三曲演奏会」、No.11の佐久教育会佐久音楽教育研究会が来年1月30日に小諸市文化センターで開催する「第19回佐久地区重唱コンクール・合唱交歓会」、No.17・18の佐久地区小</p>

学校管楽器研究会が 11 月 8 日及び来年 2 月 6 日に小諸市文化センターで開催する「第 50 回佐久地区小学校管楽器交歓演奏会及び第 24 回長野県小学生アンサンブル交歓会」、No.21 の合唱団小諸ハーモニーが 6 月 14 日に小諸市民交流センターステラホールで開催する「第 32 回合唱団小諸ハーモニー提起演奏会」は、いずれの団体も、音楽のまち・こもろ推進協力団体であり、小諸市文化センターあるいは市民交流センターステラホールを会場に、音楽のまち・こもろの冠を付して、演奏会を開催するものです。昨年度に比べて、音楽のまち・こもろの冠を付して開催する演奏会等が増加しており、今年度開催する演奏会等にはぜひロゴマークも活用していただくよう依頼していきたいと思っております。

以上、今回申請ありました後援 22 件は、いずれも基準を満たす事業でありましたので、後援を承認したことをご報告いたします。

よろしく願いいたします。

代表委員

ただいまの報告に対し、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

代表委員

ございませんので、次に「4 寄附の受納について」報告を願います。
学校教育課長

学校教育課長

学校教育課関係は全部で 6 件あり、順次ご説明します。1 件目 5 ページをご覧ください。12 月 11 日に市内の竹花工業株式会社代表取締役唐澤正幸様から、市内小中学校の音楽活動を支援するためとして、金 20 万円をご寄附いただきました。この 20 万円につきましては、特にクラブ活動に使っていただきたいとのご意向に沿いまして、課外活動の基金に一旦繰り入れし、次年度以降に各校へ配当して執行していきたいと考えています。

続いて 6 ページをご覧ください。上田市常田〇〇榊枝恭平様、こちらはハナサカ軍手ィといいまして、信州大学繊維学部の学生が作った団体です。2 月 28 日に寄付をいただきました。寄附目的は子どもたちに笑顔を広めるためということで、軍手ィといっていますが、子供用の軍手 334 双頂戴し、相当価格は 83,500 円です。毎年頂戴していますが、今年も各学校に配布をして使用していきたいと考えています。

続いて 7 ページです。3 月 2 日付で東京都新宿区の日本マクドナルド株式会社より、寄附目的として子どもたちが被害にあう事件事故の防止につながるようにと、安全笛を 350 個頂戴しております。金額に

については非売品のため非公開としております。マクドナルド様からも毎年この安全笛を頂戴し、新入生に配布しておりますので、今年も同様の対応をしていく予定です。

続いて4件目、8ページをご覧ください。小諸市与良町の渡辺作意商店代表取締役渡辺英也様より、創立100周年を目前に、これまで育て支えていただいた小諸市と、同区内にある野岸小学校においては弊社イベント内にて管楽部の演奏で元気と笑顔を頂いており、双方へ多大なる感謝の意を込めて寄附をさせていただきます、ということで除雪機2台を頂戴しました。相当価格は734,400円でございます。1台は野岸小学校へ、もう1台は市庁舎の周辺除雪用にとということで頂戴しており、意向に沿ってそれぞれ活用する予定です。野岸小学校においては、次のシーズンの雪が始まる前あたりにセレモニーを開いて感謝の意を伝えてまいりたいと考えております。

続きまして5件目になります。9ページをご覧ください。3月23日、小諸ライオンズクラブ会長小山純様から、新入学児童通学用ヘルメット購入協賛金として10万円を頂戴しました。ライオンズクラブ様には、平成29年度から導入を始めました新入学児童通学用ヘルメットに毎年協賛をいただいております、今回は寄付金として10万円を頂戴しました。既にこの寄付金も活用しながら、新学期に向けて新入学児童用のヘルメットを作成し、配布の準備をしているところです。

最後に10ページをお願いします。同じく3月23日に小諸ロータリークラブ会長小林美智子様から、新入学児童通学用ヘルメット購入協賛金として金5万円を頂戴しました。ライオンズクラブ様と同様に、令和2年度新入学児童用ヘルメットの購入資金として活用することになっています。

代表委員

子ども育成課長

子ども育成課長

11ページをご覧ください。子ども育成課関係の寄付の受納につきまして報告いたします。寄付をいただいたのは、小諸市加増〇〇株式会社大栄製作所 代表取締役 塩川秀忠様で、保育園の設備充実の為に2百万円をご寄付いただきました。具体的には、園児たちが給食にご飯を持参してきますが、冬の期間に温かいご飯が食べられるようにということで、そのご飯を保温しておく温蔵庫の購入費用7園分をご寄付いただいたものです。寄付者のご意向に沿って、新年度に予算計上して温蔵庫を購入していきたいと思っております。以上、寄付受納の報告になります。

代表委員	文化財・生涯学習課長
生涯学習課長	<p>文化財・生涯学習課から、寄附の受納につきまして、ご報告申し上げます。専決報告資料 13 ページをお願いします。</p> <p>2月24日に、軽井沢町軽井沢〇〇中嶋慶八郎様から、小山敬三美術館の充実のためとして、小山敬三が使っていた椅子2脚をご寄附いただきました。イメージは14ページのとおりです。小山敬三の茅ヶ崎の住居兼アトリエで使われていた椅子で、年代等詳細は不明ですが、住居が建てられた当時のものと推測され、相当価格は10万円です。</p> <p>続いて15ページをお願いします。2月23日に、小諸市和田〇〇小山優子様から、市立小諸図書館の蔵書充実のためとして、子どもの権利としての生活と表現など、子育てに関する書籍6冊をご寄附いただきました。</p> <p>以上、寄附の受納について、ご報告申し上げましたが、よろしくお願いたします。</p>
代表委員	<p>ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
代表委員	<p>ございませんので、次に「5職員の人事について」報告を願います。</p> <p>教育次長</p>
教育次長	<p>専決報告の職員の人事についてご報告申し上げます。本報告は係長級未満の職員についてご報告するものでございます。まず、令和2年3月31日付の教育委員会事務局員を免ずる発令でございますが、学校教育学校教育係の遠藤久美子事務主任が軽井沢町に復職です。令和2年4月1日付で再任用職員として鷹野定人が文化センターへ配属となります。次に保育所職員でございますが、園長についてご報告させていただきます。令和2年3月31日付で南保育園の塩川英子園長が定年退職でございます。そして、令和2年4月1日付で塩川英子が南保育園園長として再任用となります。以上ご報告しましたが、よろしくお願い申し上げます。</p>
代表委員	<p>ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

代表委員	<p>ございませんので、日程第4 専決報告については終わります。</p>
代表委員	<p>日程第5「議案審議」に入ります。</p> <p>議案第21号「職員の人事について」事務局から説明願います。教育次長</p>
教育次長	<p>議案第21号職員の人事についてご説明を申し上げます。議案書の1ページをお願いします。本案は係長以上の令和2年4月1日付人事について承認を求めるものでございます。2ページをご覧ください。</p> <p>転出では、スポーツ課長の土屋勝信が総務部主幹として佐久広域連合へ派遣。人権同和教育課人権同和教育係長の臼田有子が総務部総務課主査へ異動でございます。</p> <p>局内では、私、教育次長の内堀がスポーツ課長事務取扱を兼ねる発令になります。そして、人権同和教育課長の山浦喜憲が人権同和教育係長事務取扱を兼ねる発令となります。</p> <p>以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議のうえご決議賜りますようお願い申し上げます。</p>
代表委員	<p>以上で議案第21号の提案理由の説明を終わります。</p> <p>続きまして、議案第22号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について」事務局から説明願います。学校教育課長</p>
学校教育課長	<p>それでは、議案第22号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則についてご説明申し上げます。本案は地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律、いわゆる会計年度任用職員の導入にあたって、教育委員会が所管する各例規の所要の改正をするものでございます。</p> <p>まず第1条として小諸市公民館分館規程の一部改正でございしますが、記載のとおり、第2条第2号中「分館運営委員会」の次に「(以下「運営委員会」という。)」を加えるというもの。また、第6条を次のように改めます。「第6条 分館長及び分館主事は、運営委員会から推薦を受けて、教育委員会が依頼する。」、第2項としまして「分館は、分館活動の実施に当たり必要な部門を設けることができる。」。</p> <p>続いて、小諸市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部改正でございします。第2条としまして、小諸市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を次のように改正します。第3条第1項中「置く」を「置くことができる」に改め、同条第4項を削る。</p>

第4条第1項中「置く」を「置くことができる」に改めるものでございます。

続きまして、第3条は小諸市教育支援相談員設置に関する規則の廃止でございます。小諸市教育支援相談員の位置づけにつきましては、会計年度任用職員に移行しますので、既存の小諸市教育支援相談員設置に関する規則は廃止するものでございます。

続いて第4条ですが、小諸市公民館報編集・発行に関する規程の一部改正でございます。この改正は、第2条中「毎月」を「、毎月」に改め、「小諸市公民館長（以下「館長」という。）の責任において」を削り、同条ただし書を削るものです。加えて、第4条第1項中「おく」を「置く」に改め、同項後段を削り、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項に、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。ということで、第2項として、「編集委員の定数は8人以内とし、市内に住居を有し、人格が高邁で高い識見を有する者の中から各支館長の推薦を受けて、教育委員会が依頼する」とさせていただきます。第5条中「毎月」を「、毎月」に、「館長」を「小諸市公民館長」に改め、第7条の見出しを「(補則)」に改め、同条中「必要な事項は館長が定める」を「、必要な事項は、教育委員会が別に定める」に改め、同条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加えるものいたします。報償金及び費用弁償につきまして、第6条として、「教育委員会は、編集委員に対して、予算の範囲内において報償金及び費用弁償を支給することができる。」とします。

続きまして、第5条については小諸市公民館条例施行規則の一部改正でございます。内容としましては、第2条第5項を削るものです。

第6条では、小諸市公民館支館規則の一部を次のように改正します。第6条の見出し中「委嘱」を「依頼」に改め、同条中「された者について」を「を受けて」に、「委嘱」を「依頼」に改めるものです。

続いて、第7条では、小諸市教育委員会事務処理規則の一部改正でございます。別表第2教育次長の専決事項の項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加えるものでございます。第7号として、非常勤職員及び臨時的任用の職員の任用、別表第2施設の長の専決事項の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、同表学校長の専決事項の項中第4号を削るものでございます。

続いて、第8条として小諸市社会教育指導員設置に関する規則の廃止でございます。社会教育指導員につきましても、会計年度任用職員に移行することから、既存の規則を廃止するものでございます。

最後に、第9条小諸市英語指導助手に関する規則の廃止でございま

	<p>す。小諸市英語指導助手につきましても、会計年度任用職員に移行することから、既存の規則を廃止するものでございます。</p> <p>附則として、この規則は、令和2年4月1日から施行するものでございます。</p> <p>以上、内容をご説明申し上げましたが、ご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。</p>
代表委員	<p>以上で議案第22号の提案理由の説明を終わります。</p> <p>続きまして、議案第23号「教育委員会教育長専決規程の一部改正について」事務局から説明願います。学校教育課長</p>
学校教育課長	<p>それでは、議案第23号教育委員会教育長専決規程の一部を改正する規程についてご説明を申し上げます。本案は、同じく会計年度任用職員の導入に関わって、教育長専決規程で設けておるものを市長部局と同様に扱うこととし、改正するものでございます。内容につきましては、12ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。本則の第1号中となります。改正前は「課長、補佐、係長、及び公民館長並びに社会教育施設の長を除く、」という規定でございましたが、改正後は「課長、主幹、補佐及び係長を除く、」という内容にするものでございます。以上、概要をご説明申し上げましたが、ご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。</p>
代表委員	<p>以上で議案第23号の提案理由の説明を終わります。</p> <p>続きまして、議案第24号「小諸市立中学校部活動指導員設置要綱の一部改正について」事務局から説明願います。学校教育課長</p>
学校教育課長	<p>それでは、議案第24号小諸市立中学校部活動指導員設置要綱の一部改正についてご説明を申し上げます。本案は部活動指導員が会計年度任用職員に移行されることに伴う改正、その他必要な改正を行うものでございます。14ページからの新旧対照表でご説明をさせていただきます。改正前の第2条「身分」につきましては、従前は地方公務員法等の規定で非常勤職員としていましたが、会計年度任用職員への移行によりこの条文は削除するものでございます。これに伴い、以降の条項を繰り上げます。15ページへまいりまして、新たな条文として、「指導員は、学校職員として、部活動の顧問を担当できるものとする。」を加えるものでございます。服務第5条、報酬第6条、勤務日及び勤務時間第7条、解職第8条、公務災害の補償第9条、損害賠償の義務第10条につきましては、会計年度任用職員に移行し、会計年度任用職員</p>

	<p>の条例規則で規定することになるため、不要となることから削除するものです。附則で、この告示は、令和2年4月1日から施行するものでございます。以上、概要を申し上げますが、ご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。</p>
代表委員	<p>以上で議案第24号の提案理由の説明を終わります。</p> <p>続きまして、議案第25号「小諸市教育相談員設置要綱の一部改正について」事務局から説明願います。学校教育課長</p>
学校教育課長	<p>それでは、議案第25号小諸市教育相談員設置要綱の一部改正についてご説明を申し上げます。これまでの議案と同様に、小諸市教育相談員、兼ねて指導主事でございますが、会計年度任用職員に移行されることに伴いまして、設置要綱の一部を改正するものでございます。内容につきましては、18ページの新旧対照表でご説明をさせていただきます。改正前の第2身分につきましては、地方公務員法に基づく非常勤の職員とされていましたが、会計年度任用職員へ移行されるため、この条項を削除するものでございます。下へ行きまして、第3の第2項につきましては、「秘密を厳守し」と規定していましたが、会計年度任用職員の規則等で規定されていることから、不要として削除するものでございます。附則で、この告示は、令和2年4月1日から施行するものでございます。以上、概要を申し上げますが、ご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。</p>
代表委員	<p>以上で議案第25号の提案理由の説明を終わります。</p> <p>続きまして、議案第26号「小諸市英語指導助手設置要綱の制定について」事務局から説明願います。学校教育課長</p>
学校教育課長	<p>それでは、議案第26号小諸市英語指導助手設置要綱の制定についてご説明を申し上げます。本案は英語指導助手が会計年度任用職員に移行されることから、既存の条例、規則の廃止を行いました。英語指導助手の職務の内容等の詳細につきまして改めて要綱で設置するものでございます。内容については、19ページでご説明をさせていただきます。第1条は設置ということで、「国際化時代に対応し、小学校、中学校等における英語教育の充実及び国際理解教育の推進を図るため、英語指導助手を設置する。」としました。第2条身分では、「英語指導助手は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。」と規定しました。第3条職務としましては、従前と同様ですが、「英語指導助手は、次に掲げる業務を行う。」こととし、第</p>

	<p>1号の「中学校における英語科授業の指導補助及び担当者との打合せ並びに教材の作成補助」、続いて第2号の「小学校における外国語科授業及び外国語活動の指導補助並びに担当者との打合せ並びに教材の作成補助」を始めとし、第3号から第9号まで、従前の規則で規定をしていた職務内容をそのまま移行し要綱として定めるものです。補足として、第4条「この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。」ものとし、附則で、この告示は、令和2年4月1日から施行するものです。以上、概要を申し上げましたが、ご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。</p>
代表委員	<p>以上で議案第26号の提案理由の説明を終わります。 続きまして、議案第27号「小諸市幼児教育推進委員会設置要綱の一部改正について」事務局から説明願います。子ども育成課長</p>
子ども育成課長	<p>議案第27号小諸市幼児教育推進委員会設置要綱の一部改正について説明します。この要綱は、家庭や地域、幼稚園や保育園、小学校の関係者で委員を構成し、幼児教育の推進や幼保小の連携の具体的な取り組みの推進などを行う幼児教育推進委員会について規定したものです。今回の一部改正は会計年度職員制度実施の関係で、報酬等の発生する委員会の規則においては、報酬や費用弁償について規定しておかなければならないことから、第9条として報奨金及び費用弁償について新たに追加するものです。なお附則で、施行は令和2年4月1日からとするものです。 以上、議案第27号の要綱の一部改正について説明しましたが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。</p>
代表委員	<p>以上で議案第27号の提案理由の説明を終わります。 続きまして、議案第28号「小諸市教育支援相談員設置要綱の制定について」事務局から説明願います。子ども育成課長</p>
子ども育成課長	<p>議案第28号小諸市教育支援相談員設置要綱の制定について説明いたします。特別な配慮が必要な児童生徒の就学支援を行う教育支援相談員は、これまで非常勤特別職の身分としていましたが、4月から会計年度任用職員になりますので、現行の規則を議案第22号の教育委員会規則の整備に関する規則により廃止し、新たに設置要綱を制定するものです。内容は、必要な項目だけに絞りまして、第1条で設置について、第2条で、職務については、教育支援委員会の運営、就学相談、教育相談を主なものとして規定します。第3条は補則で、必要な事項</p>

<p>代表委員</p>	<p>は別に定めるとします。なお附則で、施行は令和2年4月1日からとするものです。</p> <p>以上、議案第28号の要綱の制定について説明しましたが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上で議案第28号の提案理由の説明を終わります。</p> <p>続きまして、議案第29号「小諸市人権同和教育推進委員会設置規則の一部改正について」事務局から説明願います。人権同和教育課長</p>
<p>人権同和課長</p>	<p>議案第29号小諸市人権同和教育推進委員会設置規則の一部改正についてご説明を申し上げます。本規則は、小諸市の人権同和教育を推進するうえで、委員会を設置するというものでございます。今回の改正につきましては、2点ほどございます。1点目につきましては、第2条、第5条、第7条の部分でございますが、字句の表現を修正するものでございます。それから2点目として、第8条、新たに追加するものでございますが、来年度から実施する会計年度任用職員の見直しに伴いまして、この人権同和教育推進委員については有償ボランティアの扱いということになりまして、この中で改めて報償金と費用弁償を支払う規定を明記するものでございます。以上ですが、ご審議の上、ご決議賜われますようお願い申し上げます。</p>
<p>代表委員</p>	<p>以上で議案第29号の提案理由の説明を終わります。</p> <p>続きまして、議案第30号「小諸市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」事務局から説明願います。子ども育成課長</p>
<p>子ども育成課長</p>	<p>議案第30号小諸市教育委員会事務局組織規則の一部改正について説明します。この一部改正は、教育委員会事務局組織規則に規定します、子ども育成課、子ども育成係の事務分掌を改正するもので、新旧対象表に示しましたように、保育所の業務について、これまで、保育所の入所調整に関する事、となっていた部分を、保育所の管理及び運営に関する事とするものです。経過としましては、平成24年に子ども子育て支援法などの法律が制定され、国の方針に合わせて、保育園の業務を平成25年に市長部局から教育委員会へ移管しましたが、その際に、児童福祉法に規定される教育委員会へ委任できる権限が、保育園の入園に関する部分だけであるという当時の解釈から、管理運営に関してはそのまま厚生課に残した形となりました。その後、平成28年に市の組織規則改正で厚生課の事務分掌から保育所に関する記載が削除され、そのままになっていましたが、保育園の運営全般を教</p>

	<p>育委員会へ委任することが可能であるということを改めて確認しまして、今回教育委員会の事務局組織規則を見直すものです。なお、この改正は組織機構改革にあたりますので、令和2年度の市の組織機構改革に合わせて施行することになります。</p> <p>以上、議案第30号の規則の一部改正についてについて説明しましたが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。</p>
代表委員	<p>以上で議案第30号の提案理由の説明を終わります。</p> <p>続きまして、議案第31号「小諸市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の廃止について」事務局から説明願います。文化財・生涯学習課長</p>
生涯学習課長	<p>議案第31号小諸市子ども読書活動推進計画策定委員会要綱の廃止についてご説明申し上げます。31ページをお願いします。本要綱は、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、家庭、学校及び地域社会が連携して、子どもの読書活動の環境整備を図るため、小諸市子ども読書活動推進計画を策定することを目的とし、小諸市子ども読書活動推進計画策定委員会を設置するために平成20年に施行しました。第1次計画策定の際は委員8名を教育委員会が委嘱し、計画を策定いたしましたでしたが、第2次以降の計画策定の際は、策定委員会を組織せず広く市民の意見を聞くワークショップ方式で行っており、先般策定した第4次計画もワークショップ方式で行ったことから、このたび小諸市子ども読書活動推進計画策定委員会要綱を廃止するもので、この告示は令和2年4月1日から施行するものです。</p> <p>以上、概要を申し上げましたが、よろしくご審議のうえご決議賜りますようお願い申し上げます。</p>
代表委員	<p>以上で議案第31号の提案理由の説明を終わります。</p> <p>続きまして、議案第32号「小諸市公共施設総合管理計画・個別施設計画について」事務局から説明願います。学校教育課長</p>
学校教育課長	<p>それでは、議案第32号小諸市公共施設総合管理計画・個別施設計画についてご説明を申し上げます。私の方で総括的なご説明をさせていただいた後、各施設を所管する担当課ごとに必要なご説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。</p> <p>別冊の資料「小諸市個別施設計画（案）」をご覧ください。まず、2ページをご覧ください。計画の位置づけでございますが、平成29年3月に策定されました「小諸市公共施設等総合管理計画」に基づきまし</p>

て、さらに各個別の施設について計画するものでありまして、その下の表にあります。左側に小諸市個別施設計画ということで、行政系施設から子育て支援施設までのこの部分について計画として策定するものです。また、右側の別途策定の個別施設計画につきましても、教育委員会所管のものとし、保育所施設個別施設計画、学校教育課所管の長期学校改築計画、それからスポーツ課所管の第2期スポーツ推進計画などがございますが、この計画としては、これら3つは除外して個別計画が策定されています。

3ページをご覧ください。本個別施設計画については、第1期間を個別施設計画策定期間として平成29年度から令和元年度ということで、この個別施設計画については令和元年度末に策定するという形になっております。その後、第2期間、第3期間で、個別施設計画の内容を遂行する4年間ごとの期間が設けられています。

続いて5ページをご覧ください。先ほど申し上げた通り、この計画とは別途策定する個別計画として、教育委員会で所管するものとしましては下から4つございますが、このような形になっております。

続いて、それぞれ個別の施設の計画についてご説明を申し上げます。なお、この計画につきましても、現在の考え方の中で一旦計画をし、今後中身の改定等もあると市長部局からも言われています。本日の議案の中では内容をご確認し承認いただいた後、所管する市長部局の企画課で詳細な文言等の整理をする予定となっておりますが、現段階での概ねの中身となっておりますので、予めご了承をお願いしたいと思います。

それでは学校教育課の関係からご説明させていただきますが、13ページをお願いします。学校教育施設につきましても、先ほど申し上げた通り、学校施設については長期学校改築計画の中で個別に策定することにしてありますので、関係する施設としては教員住宅という形になります。現在のところ東小学校の教員住宅をはじめ、市内には6箇所の教員住宅がございます。建築年数は、いずれも大変古いものになっておりまして、現在使用している住宅については、6番の芦原中学校の教員住宅のみでございます。どの住宅も老朽化が進んでおりまして、今後、大規模な改修等は費用対効果から見込めないことから、基本的には廃止をしていく、そして、除却をした後に払い下げ、あるいは学校施設と隣接しているものは学校敷地としての利用も考えながら、基本的な部分では廃止をしていくという方針で進めていきたいと考えております。

学校教育課の部分は以上でございます。

代表委員	子ども育成課長
子ども育成課長	<p>議案第 32 号小諸市公共施設総合管理計画・個別施設計画について子ども育成課の所管する施設について説明します。議案書の 12 ページになります。子育て支援施設の部分で、教育支援センター、こもろっじ、児童館、児童クラブで 8 施設があります。方針概要としては、比較的新しい施設が多く、早急な改修が必要な施設はありませんが、主な施設利用者が子どもであるため、こまめな施設点検、修繕を行います。施設は全て維持していく方針で、今後長期学校改築計画の策定に伴い運営を見直す可能性がある、とするものです。</p> <p>次に議案書の 19 ページになります。小諸市保育所個別施設計画になります。公立保育園の施設計画につきましては、現在進めています、芦原保育園と中央保育園の統合・建替えにおいて整備費用に起債を充てる関係から別個の計画とするものです。この計画では、市内公立保育園 7 園を対象としまして、令和 2 年 3 月～令和 11 年 3 月までの 10 年間を計画期間とします。22 ページから各園の施設の状況について記載しまして、これは、2 年に一度、建築基準法に基づいて実施しています、特殊建築物定期調査の結果から、各施設の劣化度を簡易的に評価して示してあります。評価基準は、劣化状況を A B C D の 4 段階で示しまして、施設ごとに建物の外部、屋根、内部、電気設備、機械設備ごとに評価を行い、全体の評価として 100 点満点中の評価点を付けてあります。26 ページ以降、評価に基づいて対策内容を記載しまして、まず、早急な対応が必要な芦原保育園と中央保育園を、令和 4 年度開園予定で統合立替すること、その他の保育園についても、日常的に点検、予防保全による維持管理を行いながら、建築経過年により将来の改修・更新を行っていくこととするものです。</p> <p>以上、子ども育成課の所管する施設の計画についてについて説明しましたが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。</p>
代表委員	文化財・生涯学習課長
生涯学習課長	<p>議案第 32 号小諸市公共施設総合管理計画・個別施設計画についてご説明申し上げます。別冊の 9 ページをお願いします。はじめに、企画課にて一括作成した個別施設計画のうち、文化財・生涯学習課の対象施設についてご説明申し上げます。こもろプラザや美術館などの社会教育系施設の方針概要は、教育と文化の発展に重要な施設であり、交流や教養を深める施設が主になります。こもろプラザ（図書館、市民交流センター）は新しい施設ではありますが、その他の施設の多くは</p>

経年劣化に伴う老朽化が進んでいる状況です。一部施設を除き、長寿命化を行いながら施設を維持していく方針ではありますが、今後、施設運営の改善や施設の見直し等を図っていく必要があります。具体的には、小諸城大手門・藤村記念館・武器庫・小山敬三美術館・小山敬三記念館（アトリエ）・小諸高原美術館白鳥映雪館・水明楼・小諸義塾記念館・御影用水史料館・こもろプラザは、いずれも存続（現状維持）とし、旧郷土博物館（収蔵庫）は存続・廃止（今後検討）、旧小諸本陣（問屋場）は存続（解体・復原）、高濱虚子記念館は存続（運営改善）としています。また、その他施設のうち古文書調査室が入る旧臨時図書館については、存続・廃止（今後検討）とし、引き続き全庁で活用方法を検討していくこととしています。

続いて、別途策定の個別施設計画のうち、文化センター個別施設計画についてご説明申し上げます。29ページをお願いします。文化センターについては、今後予定している舞台機構の大規模改修等が公共施設等適正管理推進事業の長寿命化事業（起債）の対象となることから、別途個別施設計画が必要となります。なお、対象施設は、小諸市公民館・こもろ女性の家・小諸市文化会館・小諸市乙女湖体育館の4施設ですが、乙女湖体育館については、別途スポーツ課で作成するスポーツ施設の個別施設計画と整合を図ります。建築後34～35年経過しており、建築物・設備を問わず、全体的な経年劣化が顕著となっています。建物評価については、安全性・機能性・法令適合性・安全対策でそれぞれA～Dの自己診断を行い、経済性・耐震性を加味して総合評価を行い、今後8年間の施設の方針としています。具体的には、文化センターは、小諸市役所本庁舎が使用不能になった場合の代替施設であり、災害対策法に基づく指定避難場所にもなっていることから、計画的な長寿命化対策を実施し、いずれも存続（現状維持）としています。具体的な長寿命化対策として、小諸市公民館ではエレベーター更新やトイレ洋式化を、こもろ女性の家では料理教室ガスコンロの更新を、小諸市文化会館では、ホール舞台機構の改修・ホール吊天井の耐震改修・空調設備の改修・旧規格ワイヤレスマイクの更新・ホール舞台照明及び音響設備の改修・トイレ洋式化・障がい者駐車場の増設などを、乙女湖体育館ではトイレ洋式化などを計画しています。

以上、概要を申しあげましたが、よろしくご審議のうえご決議賜りますようお願い申し上げます。

代表委員

以上で議案第32号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第33号「学校医の解職及び嘱託について」事務局から説明願います。学校教育課長

学校教育課長

それでは、議案第 33 号学校医の解職及び嘱託についてご説明を申し上げます。「学校保健安全法」「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の嘱託等に関する規程」に基づきまして、教育委員会の承認を求めるものでございます。このたび、東小学校及び小諸東中学校の学校医、眼科の先生でございますが、現在お勤めいただいております関文治先生、医療法人関医院の先生でございますが、解職の申し出がございましたので、解職をさせていただき、新たに両校の学校医、眼科医として嘱託を行う先生としましては、佐久市岩村田 1210 番地 1 ウィロー佐久 201 号、浅間南麓こもろ医療センターにお勤めの安里崇徳先生でございます。昭和 49 年 4 月 23 日のお生まれでございます。発令は両校の学校医それぞれ令和 2 年 4 月 1 日としたいと考えております。以上、概要を申し上げましたが、ご承認を賜われますようよろしくお願い申し上げます。

代表委員

以上で議案第 33 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第 34 号「小諸市中学校文化部活動方針について」事務局から説明願います。学校教育課長

学校教育課長

それでは、議案第 34 号小諸市中学校文化部活動方針についてご説明を申し上げます。本案は国が示すガイドライン、県の指針等に基づきまして、小諸市としての中学校文化部活動の方針を定めるものでございます。39 ページをお開きいただきたいと思っております。国のガイドラインや県の指針に基づきまして、内容を次のとおり 5 項目といたしました。

1 番目としましては、「部活動休養日を設定する」というものでございます。生徒のオーバーワークやバーンアウト等の防止について配慮するということ。週当たり 2 日、平日 1 日、土日 1 日以上休養日を設定すること。それから、休日、学期中の土日も含むこととなりますが、そこで行われる大会、コンクール、各種発表会等への参加等で活動した場合は、休養日をできるだけ他の週末に振り替え、週末の活動が常態化しないよう配慮するということで、部活動の休養日の設定を規定したものでございます。

続きまして 2 番目です、「活動時間の配慮」ということでございます。放課後の活動時間の確保を基本とするということで、朝部活は原則として行わないものとします。ただし、練習時間の確保ができない場合には、生徒や保護者に実施要綱等を配布し十分な説明と理解を得たうえで行うものとしたします。

続いて3点目でございますが、「総活動時間」になります。1日の活動時間は2時間程度とする。それから、学校の休業日については3時間程度とするということで、平日2時間程度、休みの日は3時間程度と、国のガイドラインや県の指針に基づいたものとしております。

続いて4番目です。「部活動の延長として行われている社会文化活動は廃止する」ということで、部活動の延長として行われている社会文化活動については廃止をいたします。以前からある延長部活、大会やコンクール等に備えてのものでございますけれども、大会1カ月前から活動時間の延長を認めていく方向といたします。その際も学校長の許可を得て、保護者に実施要項等を配布し、希望確認を取った上、できるだけ総活動時間範囲内で実施をすることといたします。

最後に5番目です。「休日及び長期休業中の練習については決まりを守って行う」ということにしました。休日の練習については、大会、コンクール、それから各種発表会等への参加を除いて、原則、土日連続しての練習は行わないことといたします。また、練習の場合は昼をまたがないようにする、半日の中でやるという形です。それから、できるだけ毎週土・日に活動することを避け、1ヶ月の中で土日両日連続して活動することの無い日を計画的に設定し休養日を設けるということでございます。それから、長期休業中の練習は休業期間全体の2分の1以内で実施してもよいこととするというように規定いたしました。

なお、朝部活の位置づけとしまして、定義としては「学校教育の一環として行われる文化部活動として、始業前に顧問の指導のもと部員全員を対象に行う活動。」ということを変更してここで確認をしたところでございます。

ご承認をいただければ、令和2年4月付、4月1日からということで、この文化部活動の方針を策定してまいりたいと考えております。

以上、内容をご説明申し上げましたが、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

代表委員

以上で議案第34号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第35号「第2期小諸市子ども・子育て支援事業計画について」事務局から説明願います。子ども育成課長

子ども育成課長

議案第35号第2期小諸市子ども・子育て支援事業計画について説明します。議案書の41ページになります。子ども・子育て支援事業計画は、平成27年に施行されました子ども・子育て支援法において、各自治体で、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に

推進していくため、5年間で1期として、計画の策定が義務付けられていまして、第1期の平成27年度から今年度までの計画に引き続いて、令和2年度から6年度までの第2期の計画を、今回策定するものです。作成にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本理念の中に、計画に記載する事項が示されていまして、それに基づいた計画の内容になっています。計画作成に際しては、人工構造などの地域特性や、幼稚園、保育園など地域資源の状況、市民ニーズ調査による教育・保育、子育て支援事業の利用状況や利用希望の把握、更に子供と家庭を取り巻く環境等の分析を踏まえて作成を行いました。また、子どもの保護者や子育て支援に係る当事者、地域の関係者の意見を反映するため、市内の幼稚園、保育園の保護者や園長はじめ、小学校PTA会長、学校長、教育委員、労働者団体、市民公募、大学教授など17名の委員で構成します「子ども・子育て会議」を、今年度は4回開催し、計画作成に向け、現状の課題や今後の方向性などについて様々な意見をいただけてきました。11月には市民懇談会を開催し、子ども・子育て会議の委員のみなさんによるパネルディスカッションを行い、広く市民の方から意見を聞く機会も設けてきました。また、計画の素案ができた段階で、今年2月にパブリックコメントも行い、この計画案は、多くの皆さんからいただいた意見を反映してまとめたものとなっています。

内容につきましては、事前に計画素案をお配りしておりますので、説明は省略させていただきます。この計画案につきましては、本日ご承認いただきましたら、決裁後、ホームページ等へ掲載し、今後の事業をこの計画に基づいて進めていくものです。

以上、第2期小諸市子ども・子育て支援事業計画について説明しましたが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

代表委員

以上で議案第35号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第36号「小諸市指定文化財の指定について」事務局から説明願います。文化財・生涯学習課長

生涯学習課長

議案第36号小諸市指定文化財の指定についてご説明申し上げます。43ページをお願いします。本案は、小諸市指定文化財の指定について、小諸市文化財保護条例の規定により3月の定例教育委員会において議決を求めるものでございます。

45ページをお願いします。まず指定物件の1件目は、名称は氷式土器、種別は小諸市重要有形文化財（美術品）です。所在地は小諸市大字大久保字柳沢及び道木沢、形状又は構造は、氷式土器379点です。

所有者及び管理者は小諸市です。氷式土器の評価ですが、小諸市氷地籍にある縄文時代晩期終末の集落遺跡である氷遺跡から出土した土器の一群は、昭和 30 年に始めて氷遺跡の発掘調査を実施した国学院大学考古学研究室の永峯博士により氷式土器と命名され、中部高地における縄文時代晩期終末の標識土器として設定されました。このように、氷式土器は縄文から弥生への転換期に登場し、中部高地における弥生文化の受容、そして他地方への展開を考えるうえで極めて重要な考古資料であり、学術的に高い価値を持っています。また、市内氷区の区名が全国で共通する土器の型式名称となっていることから、文化財指定は小諸市広く知ってもらおううえでも効果があるものと判断されます。

47 ページをお願いします。2 件目は、名称は石神遺跡出土品、種別は小諸市重要有形文化財(美術品)です。所在地は小諸市大字八満字狐島及び石神、形状又は構造は、縄文土器 30 点・注口土器 3 点・ミニチュア土器 3 点・土偶 2 点・耳飾 15 点・玉 8 点・骨角器 3 点です。所有者及び管理者は小諸市です。石神遺跡出土品の評価ですが、標高 700 m～800mの浅間山南麓の豊富な湧水群に支えられた当該遺跡からは、特に縄文時代後期から晩期の遺物が多く出土しています。目を引くものに縄文時代後期の地域的な土器指標となる「石神類型」の深鉢、遮光器土偶、ネックレスを表現した板状土偶・顔面を表現する注口土器、ミニチュア土器、多量の耳飾、玉、骨角器があります。得に、遮光器土偶は長野県内で出土した例はなく、また土偶でネックレスを表現するのは全国的にも珍しいものです。このように、石神遺跡出土品は、小諸市における縄文時代後期から晩期の生活様式、生業、信仰等を理解するうえで重要な考古資料で学術的に高い価値を持つものと判断されます。

2 月 19 日に開催した令和元年度第 1 回小諸市文化財保護審議会において、これらの 2 件に関する小諸市指定文化財の指定について諮問をし、審議の結果、いずれも小諸市指定文化財として「ふさわしいものと認める」旨の答申を受けております。

以上、概要を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

代表委員

以上で議案第 36 号の提案理由の説明を終わります。

以上で、日程第 5 「議案審議」については、終わります。

代表委員

日程第 6 「議案の質疑及び採決」に入ります。

議案第 21 号について、ご質疑ございませんか。

代表委員	<p>(質疑なし)</p> <p>なければ、以上で議案第 21 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。</p> <p>議案第 21 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。</p>
代表委員	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 21 号は原案のとおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案 22 号について、ご質疑ございませんか。</p>
代表委員	<p>(質疑なし)</p> <p>なければ、以上で議案第 22 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。</p> <p>議案第 22 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。</p>
代表委員	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 22 号は原案のとおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案 23 号について、ご質疑ございませんか。</p>
代表委員	<p>(質疑なし)</p> <p>なければ、以上で議案第 23 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。</p> <p>議案第 23 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。</p>
代表委員	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 23 号は原案のとおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第 24 号について、ご質疑ございませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>

代表委員	<p>なければ、以上で議案第 24 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。</p> <p>議案第 24 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
代表委員	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 24 号は原案のとおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第 25 号について、ご質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
代表委員	<p>なければ、以上で議案第 25 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。</p> <p>議案第 25 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
代表委員	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 25 号は原案のとおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第 26 号について、ご質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
代表委員	<p>なければ、以上で議案第 26 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。</p> <p>議案第 26 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
代表委員	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 26 号は原案のとおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第 27 号について、ご質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
代表委員	<p>なければ、以上で議案第 27 号に対する質疑を終結し、これより採決</p>

	<p>を行います。</p> <p>議案第 27 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
代表委員	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 27 号は原案のとおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第 28 号について、ご質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
代表委員	<p>なければ、以上で議案第 28 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。</p> <p>議案第 28 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
代表委員	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 28 号は原案のとおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第 29 号について、ご質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
代表委員	<p>なければ、以上で議案第 29 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。</p> <p>議案第 29 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
代表委員	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 29 号は原案のとおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第 30 号について、ご質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
代表委員	<p>なければ、以上で議案第 30 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。</p> <p>議案第 30 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。</p>

代表委員	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 30 号は原案のとおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第 31 号について、ご質疑ございませんか。</p>
代表委員	<p>(質疑なし)</p> <p>なければ、以上で議案第 31 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。</p> <p>議案第 31 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。</p>
代表委員	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 31 号は原案のとおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第 32 号について、ご質疑ございませんか。</p>
代表委員	<p>(質疑なし)</p> <p>なければ、以上で議案第 32 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。</p> <p>議案第 32 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。</p>
代表委員	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 32 号は原案のとおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第 33 号について、ご質疑ございませんか。</p>
代表委員	<p>(質疑なし)</p> <p>なければ、以上で議案第 33 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。</p> <p>議案第 33 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

代表委員	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 33 号は原案のとおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第 34 号について、ご質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
代表委員	<p>なければ、以上で議案第 34 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。</p> <p>議案第 34 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
代表委員	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 34 号は原案のとおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第 35 号について、ご質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
代表委員	<p>なければ、以上で議案第 35 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。</p> <p>議案第 35 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
代表委員	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 35 号は原案のとおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第 36 号について、ご質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
代表委員	<p>なければ、以上で議案第 36 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。</p> <p>議案第 36 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
代表委員	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 36 号は原案のとおり承認さ</p>

代表委員

れました。

以上で、日程第6「議案の質疑及び採決」については終わります。

日程第7「閉会の宣言」

以上で、付議された案件は全て終了いたしました。これをもちまして、令和2年小諸市教育委員会3月第7回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。